

# デイサービスむらまつ 利用料金表

2021年8月時点

基本料金(1割負担)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3～4時間	¥415	¥476	¥538	¥598	¥661
4～5時間	¥435	¥499	¥564	¥627	¥693
5～6時間	¥655	¥773	¥893	¥1,010	¥1,130
6～7時間	¥676	¥798	¥922	¥1,045	¥1,168
7～8時間	¥750	¥887	¥1,028	¥1,168	¥1,308

## 加算

主な加算	加算料金	説明
入浴介助加算 I	¥40/回	入浴又はシャワー浴を行う。入浴実施時に算定。清拭などは対象外。
入浴介助加算 II	¥55/回	自宅にて浴室環境の確認を行い評価し、多職種連携の元、個別入浴計画書の作成をした上で自宅での入浴継続を視野に入れた支援を実施した場合に算定。
個別機能訓練加算 I イ	¥56/日	在宅生活が続けられるよう、生活機能の維持・向上を目的とした個別機能訓練を作成し、その計画に基づいた機能訓練を実施した場合に算定
個別機能訓練加算 I ロ	¥85/日	
個別機能訓練加算 II	¥20/月	
ADL維持機能加算 II	¥60/月	前年度の評価実績を元に一定の水準を超えている場合に月に1度算定。
科学的介護推進体制加算	¥40/月	科学的介護情報システム(LIFE)への情報提供、LIFEを用いたPDCAサイクルの推進及びサービスの質の向上を行います。ADL維持機能加算や個別機能訓練計画書等にも反映されます。エビデンスに基づく科学的介護の基盤、自立支援、重度化防止の観点から効果的なサービスの展開につなげることを目標としています。その評価として月に1度算定します。
生活機能向上連携加算 I	¥100/月	専門職(理学療法士・作業療法士等)が通所介護事業所を訪問し、事業所の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成する。専門職と連携して、個別機能訓練の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画書・訓練内容の見直しを行った場合に算定。
サービス提供体制強化加算 II	¥18/回	介護福祉士の配置を特に強化して基準を満たし、届出を行っている介護事業所に対して算定

## 基本料金の目安(1割負担・1ヶ月)

例) 要介護2の方が月に8回利用した場合

項目	費用
利用料(介護保険) 約	¥ 8,684
食費(550円) 約	¥ 4,400
合計 約	¥ 13,084

# デイサービスむらまつ 利用料金表(予防)

2021年8月時点

基本料金(1割負担)	要支援1	要支援2
月額	¥1,672	¥3,428

## 加算

主な加算	加算料金	説明
運動機能向上加算	¥225/月	生活機能の低下や要介護状態になる恐れがあり、運動器の機能向上が必要と考えられる方(要支援者)を対象とした介護予防サービスを提供した場合に算定
科学的介護推進体制加算	¥40/月	科学的介護情報システム(LIFE)への情報提供、LIFEを用いたPDCAサイクルの推進及びサービスの質の向上を行います。ADL維持機能加算や個別機能訓練計画書等にも反映されます。エビデンスに基づく科学的介護の基盤、自立支援、重度化防止の観点から効果的なサービスの展開につなげることを目標としています。その評価として月に1度算定します。
サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援1)	¥72/月	前年度の実績でサービス提供する上で介護福祉士の資格を持つ職員を介護職員全体の7割以上配置実績がある場合、利用毎に算定
サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援2)	¥144/月	
生活機能向上連携加算Ⅰ	¥100/月	リハビリテーションを行う医療機関等の理学療法士等が共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成する場合に算定
生活機能向上連携加算Ⅱ	¥200/月	